

育成者権侵害訴訟における 侵害判断基準と権利濫用の抗弁



弁護士 伊原 友己

東京地裁（民事第29部）平成26年11月28日判決（なめこ事件）—控訴—

〔第1事件：平成21年（ワ）第47799号育成者権侵害差止等請求事件〕

〔第2事件：平成25年（ワ）第21905号育成者権侵害差止等請求事件〕

第1 はじめに

知的財産訴訟の中でも育成者権侵害訴訟は非常に珍しく、平成10年の種苗法の大改正以降、判決は数件を数える程度であろう。そのため育成者権の侵害判断の法理やプラクティスには、まだまだ未解明な部分がある。そのような状況において、本判決は侵害判断の判断基準について判示し、また傍論ながら無効審判制度のない品種登録制度において、登録要件の欠如（とりわけ、後発的欠如）という事情を育成者権侵害訴訟において、被疑侵害者（被告）側で対抗防衛的に主張し得るのかといった重要かつ興味深いテーマについても丁寧に判示しており、実務上非常に参考になるので速報的に紹介する次第である。

なお、本稿は裁判所ウェブサイト掲載の判決本文のみを通読してのものであり、判決別紙（とりわけ特性表の記載内容）までは検討できていないことを予めお断りしておく。

第2 品種登録制度と育成者権の概要

- 1 育成者権とは、種苗法所定の植物¹新品種の品種登録制度により、その登録に基づいて発生する新品種の利用についての独占権であって、他者が業として、登録品種あるいは「登録品種と特性により明確に区別されない品種」を利用することを排除（差止請求、損害賠償請求等）することができる²。そして、品種登録においては、出願品種が“新品種”であるということを確認するために、既存品種と特性において明確に区別されること（区別性要件³）、同一の

1 登録対象たる植物としては、所定の草木や樹木の他、本件で問題となっている「なめこ」を含むきのこ類や海藻類も登録対象になっている。

2 種苗法19条、同33条〔以下、本稿において特に法律名の記載がないものは種苗法を表す。〕及び民法709条以下参照。

繁殖段階において特性の全部において十分に類似していること（均一性要件）、さらには、繰り返し繁殖させても特性が維持されていること（安定性要件）といった実体的な登録要件が設けられており⁴、さながら特許権における新規性、進歩性のごときである。これら登録要件は、出願審査段階に農林水産省の関係組織である独立行政法人種苗管理センター（以下、「種苗管理センター」という。）にて、出願者から提供された出願品種の種苗を用いて実際に栽培するなどの試験等が行われて審査される。審査においては、予め植物の種類毎に定められた特性表の各項目につき、いかなる形質が、どのような階級あるいは状態であるのかということが確認されていくことになる。そして、品種登録に際しては、実際に確認された当該出願品種の特性がどうであったかという点が品種登録簿の特性表に記載され、如何なる特性をもった新品種が登録されたのか、換言すれば、如何なる特性をもった植物に対し育成者権が設定付与されたのかということが公示される。

- 2 品種登録制度においては、特許制度のような「特許請求の範囲」の記載や、商標制度や意匠制度のような標章や図面・代用写真等の表示のような権利範囲を画するための公示物が存在するわけではない（種苗法には特許法70条のような権利範囲の解釈資料を規定する条文はない。）。また、品種登録制度を所管する農林水産省（以下「農水省」という。）の解説では⁵、植物の新品種は現実に存在する品種でなければならないことから、育成者権の権利範囲は、登録された品種の植物体の現物によって（その現物が有する特性によって）画され、登録されると公示される品種登録簿の特性表記載の特性は、直接的に権利範囲を画するものではないと説明されており（これが「現物主義」と言われる考え方である。）、また知財法学者の中にも、これを支持する立場がある⁶。筆者は、かかる考え方は、訴訟法や訴訟手続の実務になじまず、侵害訴訟の追行が著しく困難になることをも勘案し、このような考え方は適切ではないと考え、これに与しないが⁷、少なくとも品種登録制度を所管する農林水産省はそうように説明している。

そもそも育成者権の権利範囲（禁止権が及ぶ範囲）を画するものは一体何なのかというのが育成者権侵害、あるいは育成者権侵害訴訟というものを考察するうえでの、根本的かつ非常に重要な事項なのであるが、未だこの問題に確立した実務的な答えがないのが実情である。

- 3 そしてまた、登録要件の欠如という事情は、特許制度では無効審判制度が整備されているので⁸、無効理由の存在を主張して特許庁（長官）に対して無効審判を請求し、あるいは、侵害訴訟の被告は特許無効の抗弁（特許法104条の3第1項）を提出することができることとなっている。しかし、品種登録制度においては、登録要件の欠如が判明した場合には、職権で品種登録を取り消すという制度となっているが（農林水産大臣による職権取消制度。49条1項参照⁹）、無効審判制度自体が存在しないので、育成者権侵害訴訟の局面で、登録要件の欠如と

3 「明確区別性」と称されることもある。

4 種苗法3条1項各号参照

5 後掲文献①あるいは、後述の本件訴訟で原告が証拠提出した解説本等参照。

6 後掲文献④78頁等参照

7 後掲文献②及び③、並びにこれらの中で紹介している⑥をはじめとした松本好史弁護士の名論説を参照されたい。

8 特許法123条以下参照

9 利害関係者その他の第三者に取消請求権が付与されているという建て付けの制度ではない。実務上は、登録要件の欠如によって取消しがなされることはなく、登録料不納付によって、一旦登録されたものが取り消されるという利用実態のようである。